

宇檢村

第11期 分別収集計画

鹿 児 島 県 宇 檢 村

令和7年6月

目 次

1. 計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 計画期間・・・1
4. 対象品目・・・2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み・・・・・・・・・・・・・2
(法第8条第2項第1号)
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項・・・・・・・・・・・・・2
(法第8条第2項第2号)
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(法第8条第2項第3号)
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み・・・4
(法第8条第2項第4号)
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法・・・4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(法第8条第2項第5号)
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(法第8条第2項第6号)
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

宇検村分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成するすべての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものになっており、とりわけ名瀬クリーンセンターの老朽化による修繕費の増加など、ごみ処理経費は大きな負担となっている。このような状況の中、本村では世界自然遺産に登録され、資源循環型社会の構築を目指し、ごみの減量・リサイクル化に努め将来のごみ処理経費の削減を目指しているところであります。

本計画は、容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみ、環境問題に関する意識の啓発
- ② ごみの減量化とリサイクル運動を推進
- ③ 再商品化の利用促進
- ④ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改訂する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、ペットボトル、段ボールを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
予想人口	1,514人	1,487人	1,460人	1,433人	1,406人
スチール製容器	7	7	7	6	6
アルミ製容器	3	3	3	3	3
無色びん	3	3	3	3	3
茶色びん	2	2	2	2	2
その他びん	2	2	2	2	2
ペットボトル	3	3	3	3	3
段ボール	21	21	20	20	20
合 計	41	41	40	39	39

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、住民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

① 啓発活動、環境教育の充実

村広報誌やコミュニティラジオ等を活用し、村民や事業者に対してごみ排出量、最終処分場の状況、ごみ処理に要する経費等の状況についての情報を提供し、認識を深めていただき、さらに、ごみ排出抑制、分別排出、再利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発に取り組み、浸透を図る。

また、教育委員会と連携して各学校での環境教育の充実を図り、低年齢期から環境

に対する意識を醸成させる。

② ごみ袋の有料化

ごみ袋の有料化を実施し、住民のごみ排出量の抑制及びごみの減量に対する意識の啓発を推進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量，処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し，分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また，収集に係る分別の区分は，下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料，しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル類
主として段ボール製の容器包装	段ボール類
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙類

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

年 度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
予想人口	1,514 人		1,487 人		1,460 人		1,433 人		1,406 人	
スチール製の容器	7t		7t		7 t		6t		6t	
アルミ製の容器	3t									
無色のガラス製容器	(合計) 3t									
	(引渡)量 3 t	(独自)処理量 0t								
茶色のガラス製容器	(合計) 2t									
	(引渡)量 2 t	(独自)処理量 0t								
その他のガラス製容器	(合計) 2t									
	(引渡)量 2t	(独自)処理量 0t								
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆ、その他主務大臣が定める商品を充てんするもの	(合計) 3t									
	(引渡)量 3t	(独自)処理量 0t								
主として段ボール製の容器包装	9t		8t		8t		8t		8t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡)量 0t	(独自)処理量 0t								

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度（令和7年度）の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{予想人口}$$

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製の容器	缶類	村による定期収集	大島地区衛生組合
アルミニウム製の容器			
無色のガラス製容器	びん類	村による定期収集	大島地区衛生組合
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
ペットボトル製の容器	ペットボトル類	村による定期収集	大島地区衛生組合
主として段ボール製の容器包装	段ボール類	村による定期収集	大島地区衛生組合 又は事業者
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙類		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面、缶・ガラスびんについては、収集する時に選別して大島地区衛生組合のストックヤードで保管し、リサイクル業者に引き取りさせていく。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製の容器	缶類	指定袋	パッカー車	不燃・粗大ごみ処理施設で圧縮成形して売却
アルミニウム製の容器				
無色のガラス製容器	びん類	プラスチックコンテナ	平ボディ車	選別後、色別保管
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				

ペットボトル	ペットボトル類	指定ネット	平ボディ車	圧縮成型又はフレコンパック
主として段ボール製の容器包装	段ボール類	縛る	パッカー車 平ボディ車	圧縮成形, 保管
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙類	透明袋		

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ① 村民や事業者の意見，要望を反映させ，容器包装廃棄物の分別収集と減量化を円滑かつ効率的に進めていくため，村民や事業者，行政担当者などと連携を図り，協力体制を進めていく。
- ② 毎年度，分別収集計画記載事項の実績を確認及び記録し，3年後の計画改訂時には，それを基に事後評価を行うこととする。